

実施要領

1 目的

この要領は、山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託における受託者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託

(2) 業務内容

別紙「山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和12年12月31日

(4) 提案上限額

100,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

なお、内訳として、固定報酬50,000千円、成果報酬50,000千円をそれぞれ上限額として提案すること。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 令和7年9月1日時点において、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和7年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に区分60「業務委託(企画・製作)」のコード06「イベント等の企画」及びコード07「イベント等の運営」の営業種目で登録されていること。

なお、本要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、令和7年8月15日(金)までに山口市契約監理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。

また、既に参加資格者名簿に上記営業種目以外の営業種目で登録されている者は、令和7年8月22日(金)までに山口市契約監理課へ営業種目追加の変更(競争入札参加資格審査事項等変更届)を提出することで、本プロポーザルに参加できるものとする。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限(令和7年7月23日(水))から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名

停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。

5 スケジュール

実施要領等の公表	令和7年7月9日(水)
参加意向申出書の受付期間	令和7年7月9日(水)～7月23日(水)
質問の受付期間	令和7年7月9日(水)～7月16日(水)
質問に対する回答期限	令和7年7月18日(金)
提案書等の受付期間	令和7年7月28日(月)～8月19日(火)
プレゼンテーション(予定)	令和7年8月25日(月)、予備日26日(火)
審査結果の通知(予定)	令和7年9月上旬

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出様式

参加意向申出書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和7年7月23日(水)午後5時まで

(3) 提出先

山口市総合政策部公民連携推進室

(4) 提出方法

電子メール(提出期限内必着)

山口市総合政策部公民連携推進室

E-mail: koumin@city.yamaguchi.lg.jp

※ 件名は「「山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託」に係る参加意向申出」とすること。

7 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式第2号)

イ 提出方法

電子メール(受付期限内必着)

ウ 受付期限

令和7年7月16日(水)午後5時まで

エ 提出先

山口市総合政策部公民連携推進室

E-mail:koumin@city.yamaguchi.lg.jp

※ 件名は「「山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託」に係る質問書」とすること。

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、集約したものを、質問者名をふせて、令和7年7月18日(金)までに本市の公式ウェブサイト内で公表する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトで公表せず、電話等により個別に回答する。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書提出届(様式第3号)

イ 提案書(任意様式)

ウ 会社概要(任意様式)

※ パンフレット等で可

エ 見積書(任意様式)

※ 山口市長宛てとすること。

※ 見積書には、業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

(2) 提案を求める事項

仕様書の内容を十分に踏まえ、以下事項について、提案書に記載すること。

ア 現状把握と事業目的及び取組の方向性

本業務の趣旨・目的を十分理解し、本市の現状を踏まえた提案内容となっているか。提案書が模式図等も用いながらわかりやすく整理されているか。

イ 事業実施体制

事業責任者、スタッフの人員体制、円滑な事務遂行、進捗管理を適切に行うための実施体制、バックアップ体制、個人情報保護等の管理体制が明確になっているか。

提案者以外の団体等がいる場合はその役割等が明確になっているか。

ウ スケジュール

事業目的の達成に向け、事業期間全体を見据えた効率的かつ適切なスケジュールになっているか。

エ 広報・周知

提供されるサービスへの参加者を確保するため、多くの高齢者が興味を持つような独自の周知方法や募集方法が提案されているか。

オ 事業者との連携

市内サービス事業者の選定やその事業者数の確保策について具体的に提案されているか。

カ 参加者登録・基本情報収集等

参加者の募集・受付の管理や、参加者基本情報(氏名、住所、連絡先、年齢、性別)の収集、問い合わせ、アンケートの実施等に適切に対応可能な提案となっているか。

キ 提供されるサービス

本事業の目的である地域経済の活性化や、高齢者のQOLの向上、副次的な効果として将来の介護給付費上昇の抑制が図られるような取組として、根拠に基づいた提案がされているか。

サービス内容が高齢者の方々にとって継続的に参加したくなるような工夫がされている提案となっているか。

多くの参加をいただくため、定期的なサービス内容の見直し等についての考え方が明確になっているか。また、本業務終了後も市内サービス事業者が継続することができるような提案となっているか。

ク 資金調達方法

提案内容を遂行する上で、資金調達方法が明確になっているか。また、リスクを分散するため、SIB などの手法を用い、外部の民間資金を活用する場合は、その旨が記載されているか。

ケ 成果指標

本事業の目的である地域経済の活性化や、高齢者の QOL の向上、副次的な効果として将来の介護給付費上昇の抑制の達成に向けた指標について、チャレンジな目標値を設定されており、本市の成果として有効な値であることが根拠に基づいて提案されているか。

成果指標と成果報酬の支払い基準が明確になっており、その妥当性が明確に説明されているか。

参加者数及び継続参加者数を成果指標とする上で必要となる計算条件や基準等が具体的に提案されているか。

コ 実績

これまでの他地域における経験や実績に基づく知見等が提案に活かされているか。また、本業務と類似した業務実績を有しているか。

サ 見積価格

固定報酬及び成果報酬については、それぞれ上限額の範囲で提案することとし、

特に成果報酬に係る成果指標等の考え方については明確にして見積もること。

(3) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。

イ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

ウ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

エ 提案書類一式を上記(1)ア～エの順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(4) 提出方法及び部数

持参又は郵送(提出期限内必着)により10部(正本1部、副本9部)

(5) 提出期限

令和7年8月19日(火)午後5時まで

※ 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(6) 提出先

山口市総合政策部公民連携推進室

〒753-8650 山口市亀山町2番1号(山口市役所本庁舎(山口総合支所)4階)

電話番号:083-934-2728

E-mail:koumin@city.yamaguchi.lg.jp

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託」に係る受託候補者特定に係る評価委員会(以下、「評価委員会」という。)において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準(得点総計の6割)に達していない場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

(2) 評価基準

別紙「山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託」提案書評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時・場所

令和7年8月25日(月)、予備日26日(火)

山口市役所内会議室(山口市亀山町2番1号)

※日時・場所については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

イ 実施時間

40分以内(提案説明30分以内、質疑応答10分以内)

ウ 出席者

3名以内

エ その他

- ① プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ② モニター及び HDMI ケーブルについては、山口市において用意する。なお、接続するパソコン等については、提案者が用意すること。
- ③ 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

(4) 審査結果の通知

評価委員会の報告を受けたプロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを確認し、評価委員会が第一位として決定した者を受託候補者として特定し、提案者全てに結果通知書により通知するほか、市公式ウェブサイトで公表する。

10 契約の締結

「9 受託候補者の選定」で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

- (1) 「9 受託候補者の選定」で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。
- (2) 提案内容については、契約後の業務においてそのまま実施されるものではなく、契約交渉時に改めて協議し決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限の各要件に適合しない場合

- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行った場合
- (5) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

13 問合せ先

山口市総合政策部公民連携推進室

住 所: 〒753-8650 山口市亀山町2番1号(山口市役所本庁舎(山口総合支所)4階)

電話番号: 083-934-2728

E-mail: koumin@city.yamaguchi.lg.jp